

知的財産 -Intellectual Property-

Newsletter

〈2017年8月号〉

Contents

- 1 | 事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかったにもかかわらず、
その後訂正審決等が確定したことを理由に事実審の判断を争うことは、
訂正の再抗弁を主張しなかったことについてやむを得ないといえるだけの
特段の事情がない限り許されないと判断した最高裁判決
最高裁(第二小法廷)平成29年7月10日判決



- 2 | 第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法改正に向けて



- 3 | トマト含有飲料に関する発明について、
サポート要件の充足を肯定した審決を取り消した事例

知財高裁(2部)平成29年6月8日判決



- 4 | 「あん摩・マッサージ等」を指定役務とする整形外科の治療法の略称を標章とする
登録商標は、これら役務が医業と同一類似群コードに属するものであっても、
商標法3条1項1号、3号、6号、4条1項16号に該当しないとした事例

知財高裁(3部)平成29年6月28日判決



- 5 | 応用美術と米国著作権法



- 6 | 競合するITプラットフォーム・サービス事業者間でのサービス提供への
干渉行為にかかる不正競争行為の基準を示した判決

最高人民法院2014年2月18日判決



- 7 | 執筆情報のご案内



事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかったにもかかわらず、その後訂正審決等が確定したことを理由に事実審の判断を争うことは、訂正の再抗弁を主張しなかったことについてやむを得ないといえるだけの特段の事情がない限り許されないと判断した最高裁判決

古庄 俊哉
Toshiya Furusho

PROFILEはこちら

最高裁(第二小法廷)平成29年7月10日判決(平成28年(受)第632号)裁判所ウェブサイト[シートカッター事件最高裁判決]

[→裁判例はこちら](#)

1 事実関係等

(1) 事案の概要

本件は、発明の名称を「シートカッター」とする特許(「本件特許」)の特許権者である上告人X(原告・被控訴人)が、本件特許に係る特許権(「本件特許権」)に基づき、被上告人Y(被告・控訴人)に対して、Y販売に係る工具の販売の差止め及び損害賠償等を求めた事案です。

(2) 本件訴訟の経緯

Yは、第1審において、本件特許には特許法123条1項1号又は4号の無効理由が存在するとして、特許法104条の3第1項に基づく特許無効の抗弁(「無効の抗弁①」)を主張したものの、第1審は、平成26年10月、Y主張の無効の抗弁①を排斥して、Xの請求を一部認容する旨の判決を言い渡しました。

Yは、第1審判決に対して控訴をした上、平成26年12月26日付けの控訴理由書において、本件特許は、特許法29条1項3号又は同条2項に違反してされたものであり、本件特許には同法123条1項2号の無効理由が存在するとして、新たな特許無効の抗弁(「無効の抗弁②」)を主張しました。

原審は、合計4回の弁論準備手続期日を経て、平成27年11月の第1回口頭弁論期日において口頭弁論を終結しましたが、Xは、原審の口頭弁論終結時までに、無効の抗弁②に対し、訂正により無効の抗弁に係る無効理由が解消されることを理由とする再抗弁(以下「訂正の再抗弁」という。)を主張しませんでした。原審は、平成27年12月16日、本件特許は特許法29条1項3号に違反してされたものであるとして、無効の抗弁②を容れて、第1審判決中、Y敗訴部分を取り消し、Xの請求をいずれも棄却する旨の判決(「原判決」)を言い渡しました。

(3) 原判決言渡し後の経緯

Xは、原判決に対して上告及び上告受理の申立てをするとともに、平成28年1月6日、特許請求の範囲の減縮を目的として、本件特許に係る特許請求の範囲の訂正をすることについての訂正審判を請求したところ、特許庁において、同年10月、上記訂正をすべき旨の審決(「本件訂正審決」)がされ、本件訂正審決は、確定しました。

(4) 特許無効審判における経緯等

Yは、本件の第1審係属中、本件特許につき無効の抗弁①に係る無効理由が存在することを理由として、特許無効審判を請求したところ、特許庁において、平成26年7月、同請求は成り立たない旨の審決(以下「別件審決」という。)がされました。Yは、同年8月、別件審決の取消しを求める審決取消訴訟を提起したものの、知財高裁は、平成27年12月16日、Yの請求を棄却する旨の判決を言い渡し、同判決は、平成28年1月6日までに確定しました。

以上のとおり、原審で無効の抗弁②が主張された時点では、別件審決に対する審決取消訴訟が既に係属中であり、その後も平成28年1月6日まで別件審決が確定しなかったため、Xは、原審の口頭弁論終結時までに、無効の抗弁②に係る無効理由を解消するための訂正についての訂正審判の請求又は特許無効審判における訂正の請求をすることができませんでした(特許法126条2項、134条の2第1項)。

(5) 上告受理申立て理由

Xは、上告受理申立て理由において、本件の上告審係属中に本件訂正審決が確定し、本件特許に係る特許請求の範囲が減縮されたことにより、原判決の基礎となった行政処分が後の

[次ページへ続く](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

行政処分により変更されたものとして、民事訴訟法338条1項8号に規定する再審事由があるといえるから、原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある旨主張しました。

2 最高裁の判断

Xの上告受理申立て理由につき、最高裁は以下の通り判断して、上告を棄却しました。

- 特許法104条の3第1項の規定が、特許無効審判手続による無効審決の確定を待つことを要せずに無効の抗弁を主張することができるものとしているのは、特許権の侵害に係る紛争をできる限り特許権侵害訴訟の手続内で迅速に解決することを図ったものであると解される。そして、同条2項の規定が、無効の抗弁が審理を不当に遅延させることを目的として主張されたものと認められるときは、裁判所はこれを却下することができるものとしているのは、無効の抗弁について審理、判断することによって訴訟遅延が生ずることを防ぐためであると解される。以上の理は、訂正の再抗弁についても異なるものというべきである。また、特許法104条の4の規定が、特許権侵害訴訟の終局判決が確定した後に同条3号所定の特許請求の範囲の訂正をすべき旨の審決等(以下、単に「訂正審決等」という。)が確定したときは、当該訴訟の当事者であった者は当該終局判決に対する再審の訴えにおいて訂正審決等が確定したことを主張することができないものとしているのは、上記のとおり、特許権侵害訴訟においては、無効の抗弁に対して訂正の再抗弁を主張することができるものとされていることを前提として、特許権の侵害に係る紛争を一回的に解決することを図ったものであると解される。
- 特許権者が、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかったにもかかわらず、その後訂正審決等が確定したことを理由に事実審の判断を争うことは、訂正の再抗弁を主張しなかったことについてやむを得ないといえるだけの特段の事情がない限り、特許権の侵害に係る紛争の解

決を不当に遅延させるものとして、特許法104条の3及び104条の4の各規定の趣旨に照らして許されないものというべきである。

- これを本件についてみると、Xは、原審の口頭弁論終結時までに、原審において主張された無効の抗弁②に対する訂正の再抗弁を主張しなかったものである。そして、Xは、その時まで、無効の抗弁②に係る無効理由を解消するための訂正についての訂正審判の請求又は訂正の請求をすることが法律上できなかったものである。しかしながら、それが、原審で新たに主張された無効の抗弁②に係る無効理由とは別の無効理由に係る別件審決に対する審決取消訴訟が既に係属中であることから別件審決が確定していなかったためであるなどの事情の下では、無効の抗弁②に対する訂正の再抗弁を主張するために現にこれらの請求をしている必要はないというべきであるから、これをもって、Xが原審において無効の抗弁②に対する訂正の再抗弁を主張することができなかったとはいえず、その他Xにおいて訂正の再抗弁を主張しなかったことについてやむを得ないといえるだけの特段の事情はうかがわれない。

3 本最高裁判決についての検討

特許権侵害訴訟において、特許権者が訂正の再抗弁を主張するに際しては、原則として、適法な訂正請求又は訂正審判請求(「訂正請求等」)がされていることが必要だと解されています。この点につき、知財高裁平成26年9月17日判決判時2247号103頁〔共焦点分光分析事件〕は、「訂正の再抗弁の主張に際しては、実際に適法な訂正請求等を行っていることが訴訟上必要であり、訂正請求等が可能であるにもかかわらず、これを実施しない当事者による訂正の再抗弁の主張は、許されないものといわなければならない」と判示しています。

もっとも、如何なる場合も訂正請求等が必要であるとは解されておらず、共焦点分光分析事件の知財高裁判決も「ただし、特許権者が訂正請求等を行おうとしても、それが法律上困難で

[次ページへ続く](#) ➤

ある場合には、公平の観点から、その事情を個別に考察して、訂正請求等の要否を決すべきである」、「特許権者による訂正請求等が法律上困難である場合には、公平の観点から、その事情を個別に考察し、適法な訂正請求等を行っているとの要件を不要とすべき特段の事情が認められるときには、当該要件を欠く訂正の再抗弁の主張も許されるものと解すべきである」と判示して、適法な訂正請求等が行われていない場合にも、例外的に訂正の再抗弁を主張する余地を認めています。本件の最高裁判決は、「原審で新たに主張された無効の抗弁②に係る無効理由とは別の無効理由に係る別件審決に対する審決取消訴訟が既に係属中であることから別件審決が確定していなかったためであるなどの事情の下では、無効の抗弁②に対する訂正の再抗弁を主張するために現にこれらの請求をしている必要はない」と判示して、本件が、訂正請求等を行わずに訂正の再抗弁を主張できる例外的場合であったことを示しています。

このように、本件においては、Xが事実審の口頭弁論終結時

までに訂正の再抗弁を主張することができたことを前提に、最高裁は、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかったことについて「やむを得ないといえるだけの特段の事情がない」として、Xの上告を棄却しています。

如何なる場合に、事実審の口頭弁論終結時までに「訂正の再抗弁を主張しなかったことについてやむを得ないといえるだけの特段の事情」があるのかについては、最高裁は格別の例を挙げておらず、今後の事例の集積を待つ必要がありますが、本件の最高裁判決を前提とすれば、原則として、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかった場合は、その後に確定した訂正審決等を理由に特許権者は事実審の判決を争うことはできなくなることになります。したがって、特許権侵害訴訟において、特許権者は積極的に訂正の再抗弁の主張を検討することが必要となると思われます。本件は、特許権侵害訴訟における特許権者の訴訟戦略に影響を及ぼし得る重要な判決であることから、ご紹介させていただきました。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法改正に向けて

重富 貴光
Takamitsu Shigetomi

PROFILEはこちら

産業構造審議会知的財産分科会内に設置された「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」は、平成29年5月に「第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討」(中間とりまとめ)を公表しました。

小委員会は、「日本再興戦略 改訂2016」及び「知的財産推進計画2016」にて第四次産業革命を視野に入れたデータの知財保護の在り方の検討を求められたことを受けて、これまで検討を重ね、中間とりまとめを公表した次第です。

中間とりまとめは、大要、①データ利活用促進に向けたデータ保護(データの不正取得等の禁止)、②暗号化等の技術的制限手段の保護強化、③技術的な営業秘密の保護(立証責任の転換)を内容としています。

第1に、データ利活用促進に向けたデータ保護(データの不正取得等の禁止)に関しては、他者とデータを共有する場面や、オンラインにて外部のAI等のプログラムやストレージ等のサービスを利用する場面において、データの不正取得等を禁止する観点から、暗号化解除等の悪質性の高いデータ取得行為や、悪質性の高いデータ取得行為によって取得したデータの使用・提供行為を不正競争防止法上の「不正競争」行為と定

め、差止・損害賠償請求の対象とすること等を提案しています。

第2に、暗号化等の技術的制限手段の保護強化に関しては、有用なデータに技術的制限手段(例:暗号化、特殊フォーマット化)を施して相手方にデータ分析目的で提供する取引事例が増えるであろうことに鑑み、分析用のデータの利用を制限する技術的手段を保護することについて必要に応じて検討すること等が提案されています。

第3に、技術的な営業秘密の保護(立証責任の転換)に関しては、不正競争防止法5条の2において技術上の営業秘密を使用する行為の存在を推定する対象として、データ等の分析・解析・評価方法等を新たに追加して政令で定めるよう検討すること等が提案されています。

第四次産業革命において生成する大量のデータの利活用を促進するためには、データ利活用の円滑化・安定化と不正取得・使用等の抑止の両者のバランスを適切にとることが重要ですが、今後、小委員会における議論を注視しつつ、データ等の法的保護を受けることができるような管理体制を検討・構築することが望まれます。

中間とりまとめは、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

「中間とりまとめ」は [こちら](#)

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

トマト含有飲料に関する発明について、 サポート要件の充足を肯定した審決を取り消した事例

黒田 佑輝
Yuki Kuroda

PROFILEはこちら

知財高裁(2部)平成29年6月8日判決(平成 28年(行ケ)10147号)裁判所ウェブサイト
〔トマト含有飲料及びその製造方法、並びに、トマト含有飲料の酸味抑制方法発明事件〕

[→ 裁判例はこちら](#)

本件はトマト含有飲料(トマトジュース)に関する発明であり、本件特許の訂正後の請求項1は、「糖度が9.4～10.0であり、糖酸比が19.0～30.0であり、グルタミン酸及びアスパラギン酸の含有量の合計が、0.36～0.42重量%であることを特徴とする、トマト含有飲料」というものでした。また、明細書によれば、その効果は「濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがあり且つ、トマトの酸味が抑制」された風味とされています。

原告(請求人)は、本件特許がサポート要件等に違反しているとして無効審判請求を提起しましたが、特許庁は有効審決を下しました。これに対し、原告が提起した審決取消訴訟では、知財高裁はサポート要件違反を認め、審決を取り消しました。

本件特許の明細書には、実施例と比較例を用いて実施された、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の3つの項目についての風味評価試験の結果が記載されていました。判決は、請求項1が特定している3要素以外にも、一般に風味に影響を与える要素は多数存在しうるところ、明細書には、これらの他の要素の風味への影響を、被告がどのように検討・評価したかを当業者が理解できる情報が記載されていないと指摘しました。結論として、判決は、当業者は、明細書の記載から請求項で特定された3要素のみをコントロールすれば、効果である風味が得られる

ことを理解できないと判断しました。

さらに、判決は、明細書の風味評価試験の記載そのものについても踏み込んだ判断をし、その合理性を否定しています。例えば、この評価試験では、12人のパネラーが「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の3要素をそれぞれ3点から3点の7段階で評価しています。判決は、評価について、どの程度の甘みがあれば「甘み」が1点であると評価するか、といった評価を共通化する手順が踏まれたとの記載がないこと、複数のパネラーで試験が実施されているにもかかわらず、各パネラーの個別評価が記載されていないため、パネラーによって評価の偏りがないかを検証することもできないといった問題点を指摘しています。

このように、本件では、様々な理由でサポート要件の充足が否定されています。本件を踏まえれば、発明で特定された要素以外にも効果に影響を与える要素が存在する場合には、なぜ発明が特定される要素が重視され、他の要素を考慮しなくともよいかを明細書で説明すること、風味評価試験のような官能試験では、試験を合理的に実施するとともに、当該合理性が明細書の記載から明らかにできるようにしておくことが、実務上必要と考えられます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターの上に依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

「あん摩・マッサージ等」を指定役務とする整形外科の治療法の略称を標章とする登録商標は、これら役務が医業と同一類似群コードに属するものであっても、商標法3条1項1号、3号、6号、4条1項16号に該当しないとした事例



平野 恵稔
Shigetoshi Hirano

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)平成29年6月28日判決(平成28年(行ケ)第10252号)裁判所ウェブサイト[AKA商標登録審決取消訴訟事件]

→ 裁判例はこちら

1. 本件は、Xが次のような審決の取消しを求めた事案です。

(審決の理由の要旨)

(1) 本件商標(「AKA」(標準文字))の、「AKA」の文字は、「関節運動学的アプローチ(arthrokinematic approach)」の略であって、関節の機能の治療を行う場合がある整形外科等の役務との関係においては、「関節運動学を基礎にして開発された治療法、治療技術」を表すものとして理解、認識されていた。

(2) したがって、指定役務中、第44類「医業、医療情報の提供」との関係においては、指定役務の質を普通に用いられる方法で表示する標章のみから成る商標と認められ、商標法3条1項3号に該当し、AKA以外の治療法による「医業、医療情報の提供」について使用をするときは、役務の質について誤認を生じさせるおそれがあるから、法4条1項16号に該当する。

(3) しかし、「AKA」の文字は、その指定役務中、第44類「健康診断、歯科医業、調剤、あん摩・マッサージ及び指圧、整体、カイロプラクティック、きゅう、柔道整復、はり」との関係において、その役務の普通名称、質等を表すものと認識されとすべき事情は見当たらない。これらの指定役務について、本件商標は、商標法3条1項1号(普通名称等)、3号(質の普通表示等)、6号(簡単すぎる標章)、4条1項16号(品質誤認標章)に該当しない。

2. Xの主張は知財高裁によって退けられ、登録は維持されました。

(1) まず、Xは、本件指定役務中、「医業、医療情報の提供、健康診断、歯科医業、調剤」は、特許庁の「類似商品・役務審査基準」(国際分類第11-2017版対応)によれば、「42V02」の同一類似群コードに属するところ、類似群は、役務の類否を判

定する一般的基準である役務の提供の手段、目的又は場所の同一性、需要者の範囲の同一性、業種又は事業者の同一性、規制する法律の関連性、役務の提供の用に供する物品の関連性等を総合的に考慮し、各役務と類似する役務の類似群として作成されたものであるから、同一類似群に属する役務の関連性は相互に高いといえる、と主張しました。

裁判所は、類似群コードは、特許庁における商標登録出願審査事務の便宜と統一のために定められた内規にすぎず、法規としての効力を有しないものであるから、同一類似群コードを有することが直ちに「健康診断、歯科医業、調剤」の役務の普通名称、質等を表すものと認識されとすべき事情に当たるものではない、としました。そして、審決取消訴訟において、Xは、「AKA」が、「健康診断、歯科医業、調剤」との関係において、その役務の普通名称、質等を表すものと認識されとすべき事情を主張立証しなければならぬのに、ただ単にこれらの役務が「医業、医療情報の提供」と同一類似群に属することを主張するにすぎず、前記の事情を何ら主張立証していないと判示しました。

(2) また、Xは、本件指定役務中、「あん摩・マッサージ及び指圧、整体、カイロプラクティック、きゅう、柔道整復、はり」について、本件商標が法3条1項3号、6号、4条1項16号に該当すると主張し、整体師などの資格試験の試験科目として「リハビリテーション医学」及び「整形外科学」があること、AKA療法が医学的な運動療法であり、指圧、整体、カイロプラクティック、きゅう、はり、電気刺激、漢方薬等の民間療法の大部分は、対症療法にすぎないとした文献などを提出しましたが、裁判所は、本

次ページへ続く

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

件商標が「あん摩・マッサージ及び指圧、整体、カイロプラクティック、きゅう、柔道整復、はり」の質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみから成る商標であるか否か、Xは何ら主張立証していないとしました。また、Xは、AKA療法の「関節運動学的アプローチ」による治療法は、指圧等の手技へ容易に応用できると主張しましたが、裁判所は、外科医という専門医による治療法が指圧等の手技へ容易に応用できるとの主張には

何ら理由がないと判断しました。

3. そもそも整形外科等での治療法の普通名称が、役務が類似しているからといって、あん摩等の役務についても普通名称であるというXの主張には無理がありますが、裁判所が、類似群コードについて改めて法規としての効力がないことを強調していることは興味深いです。¹

¹なお、本判決と同日同部で平成28年(行ケ)第10253号の判決がありました。Xが第41類の「芸芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、図書の貸与、書籍の制作、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作(映画・放送番組・広告用のものを除く。)、映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供、録画済み磁気テープの貸与」を指定商品として「AKA」を出願していたところ、審決では、「「医業に関する」知識の教授および「医業に関する」セミナーの企画・運営又は開催」との関係で、商標法3条1項3号と4条1項16号に該当するとしてとどまっていたが、知財高裁は、本判決と同様の理由で、「医業に関する」その他の役務(電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、図書の貸与、書籍の制作、教育用ビデオの制作(映画・放送番組・広告用のものを除く。))、教育研修のための施設の提供、録画済み磁気テープの貸与)に関しても登録を認めないこととしました。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

応用美術と米国著作権法

橋口 瑞希
Mizuki Hashiguchi

PROFILEはこちら

ニューヨークのメトロポリタン美術館は、絵画や彫刻だけでなく、特定の用途のある構造物や実用品を数多く収蔵しています。例えば、整然と優雅に泳ぐイルカで装飾された15世紀イタリアの大理石の噴水、金色で縁取られたつややかな陶器に力強い虎がデザインされた18世紀ドイツのアイスクリーム入れ、ピンクのつる薔薇が描かれた絹と光輝く真珠層で作られた19世紀フランスの扇子が、芸術品として展示されています。

米国著作権法の第101条は、米国における応用美術の著作権保護について規定しています。第101条によると、応用美術等の実用品のデザインのうち、絵画、図画、彫刻としての要素を持つものは、実用品の用途とは別の、独立したデザインとして知覚することができるものであれば、芸術作品として米国著作権法による保護を受けることができます。

スター・アスレティカ事件

2017年3月22日、米国最高裁判所は、実用品のデザインの特徴が二つの条件を満たせば、第101条に基づいて保護され得ると判断しました¹。第一に、その特徴が、実用品とは別の二次元又は三次元の美術品として認識可能である必要があります。第二に、実用品とそのデザインの特徴を切り離して考慮した場合に、その特徴自体、あるいはその特徴を別の物体に付与して完成したものが、絵画、図画、又は彫刻として米国著作権法で保護され得る必要があります。

米国最高裁は、チアリーダーのユニフォームのデザイン5種類がこれらの条件を満たすと判断しました。ユニフォームに施された装飾が絵画、図画、又は彫刻としての要素を備えており、

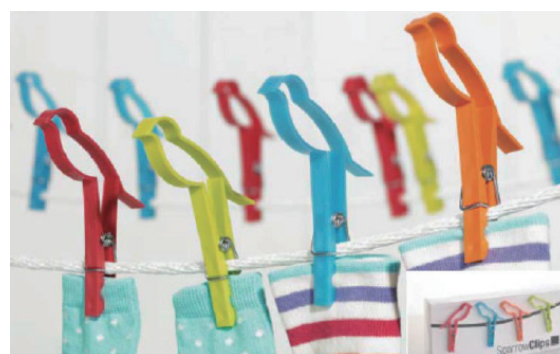


2

ユニフォームの色や模様を絵画用のキャンバスに移すと二次元の美術品になる、と米国最高裁は説明しています。

デザイン・アイディアズ事件

2017年6月20日、イリノイ州中央地区連邦地方裁判所は、米国最高裁のスター・アスレティカ判決を適用し、スズメのシルエットの形にデザインされた洗濯バサミの装飾部分が米国著作権法により保護可能であるという判決を言い渡しました³。



4

洗濯バサミのうち、鳥の形をした部分は、絵画、図画、又は彫刻としての要素を備えており、洗濯バサミとは別の三次元の美術品として捉えることができる、と連邦地裁は判断しています。さらに、鳥形の装飾を洗濯バサミ以外の物体に施せば、絵画、図画、又は彫刻として米国著作権法で保護され得るものとなる、と連邦地裁は述べています。

特定のデザインに美術品としての要素があるかという点については、観察者によって意見が異なる可能性があります。イタリアでは、ランプに独創性と芸術性があるか否かが争点になった際、そのランプが賞を受賞しており、美術館に10年間以上展示されており、広く評価されていること等を根拠に、イタリア著作権法で保護され得るという判決が、ミラノの裁判所によって出されています⁵。米国ではデザインに美術性があるか否かの判断が概ね裁判所の主観に委ねられていることが、スター・アスレティカ判決とデザイン・アイディアズ判決からうかがえます。

¹ Star Athletica v. Varsity Brands, 580 U.S. ____ (2017). ² 判決文に添付された画像から抜粋。 ³ Design Ideas v. Meijer, No. 15-cv-03093 (C.D.Ill. June 20, 2017). ⁴ 判決文に添付された画像から抜粋。 ⁵ Flos v. Semeraro, Court of Milan (Dec. 29, 2006).

→ contentsへ戻る

競合するITプラットフォーム・サービス事業者間でのサービス提供への
干渉行為にかかる不正競争行為の基準を示した判決松井 衡
Ko Matsui

PROFILEはこちら

最高人民法院(「最高院」)2014年2月18日判決((2013)民三終字第5号)最高院ウェブサイト

→ 裁判例はこちら

本判決は、中国で衆目を集めた競合するネット・プラットフォーム間で相手のサービスに干渉し、さらに信用を毀損した行為からなる不正競争にかかる最高院の判決です¹。

一、事案の概要

事案は、2010年当時の、インターネット・メッセージ(「IM」)及びセキュリティ・ソフトを含む無償ソフトウェアを提供するプラットフォーム・サービスの事業者間の不正競争にかかるものです。テンセント(原審原告)は、WeChatの前身である「QQ」(IMソフトの一種)を無償で配布していました。奇虎(原審被告)も、ネット向けセキュリティ・ソフトとブラウザ等を無償配布して広告収入等を得るビジネスモデルを構築していました。テンセントが主張した奇虎の不正競争行為は以下の通りです。当時、奇虎は、QQにユーザーのプライバシーを侵害する恐れがあると発表したうえで「360用心棒」ソフト(「360用心棒」)を無償頒布し、それがQQのプライバシー侵害を防止し、不要な広告を削除できると称しました。しかし、テンセントは、360用心棒はテンセントのQQのプラグインを削除するように誘導し、テンセントの掲示した広告を画面から隠し、さらには奇虎の製品をQQのインターフェースにはめ込んで宣伝するものであり、これら行為は中国不正競争防止法2条にいう「不正競争」の一般条項の定義に該当し、違法だと主張しました。テンセントは、併せて奇虎には信用毀損行為があったとの主張も行い、本判決では、テンセントの両主張が認められ、500万人民币の損害賠償金支払いと謝罪広告の掲載が奇虎に命じられました。以下では一般条項の適用に関する判断を要約します。

二、各争点にかかる判示事項の要旨

最高院は、テンセントが主張する360用心棒の主要な機能を認めたとうえで、奇虎がユーザーのプライバシーにかかる心配を利用して、自らの利益のためにQQのサービスに干渉したと認定しました。そのうえで以下のとおり不正競争防止法を解釈して適用しました。

1. 不正競争防止法2条2項は、不正競争を「事業者が本法の定め違反し、他の事業者の合法的な権益に損害を与え、社会の経済秩序を乱す行為」と定義する。不正競争か否かの判断基準は、対象行為が誠実信用の原則及びインターネット業界において一般的に認められた商業道徳に違反しているか否か、さらにはテンセントの合法的権益が損なわれているか否かという点にある。

2. 消費者のニーズは多種多様であり、(QQが提供する)特定の機能に興味がある者もいればない者もいる。従って、特定の事業者(奇虎)自身の主観的な基準で、QQの商業モデルに侵害性があるか否かを認定することはできない。消費者は、その関連する消費体験を判断する最良の判断者である。商業サービスの質の向上は、正当な競争と市場発展の結果でなければならない。不当な競争方法によるべきではない。ある商業モデルが改善されたこと自体は、改善前のサービスの不当性の根拠にはならない。(無償のソフトウェアプラットフォーム使用時に)ユーザーが広告やポップアップを閲覧させられることは消費者が負担すべきコストである。

3. 本件において、テンセントが構築した無償のソフトウェアプラットフォームのモデルにより商業利益を取得しようとする行為

¹ 本判決とほぼ同一の基礎事実について、奇虎は、テンセントがQQユーザーに対してQQを継続使用したい場合には、360用心棒をアンインストールさせる選択(二者択一)を迫った行為を独占禁止法に違反する行為として訴えましたが、こちらも奇虎が敗訴しています。同案件の最高院判決は今年3月に指導性判例に選ばれました。

次ページへ続く ➤

は法的な保護に値する。奇虎の上記行為は、テンセントのQQサービスの安全性、完全性を損なわせ、取引の機会を減少させており、誠実信用の原則及び一般に認められた商業道徳に違反しているため、不正競争(不正競争防止法2条2項)に該当する。

三、まとめ

日本の不正競争防止法は一般条項を有しませんが、中国の不正競争防止法2条2項は、民事上の責任を負う不正競争の範囲を解釈する基準として、限定的な意義を持つとされています。本判決はその基準を示しているため参考になると考え、紹介しました。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

 執筆情報のご案内

知財ぶりずむ 2017年6月号

出版社 一般財団法人経済産業調査会

発行年月 2017年6月

論文 「韓国知財関連機関への訪問及び交流報告」

執筆者 重富貴光／日本弁護士連合会知的財産センター
／弁護士知財ネット

L&T 別冊

「知的財産紛争の最前線 No.3

－ 裁判所との意見交換・最新論説 －」

出版社 株式会社民事法研究会

発行年月 2017年8月

論文 「AI生成物と知的財産権」

執筆者 重富貴光

弊所では、ご希望の内容に応じて知的財産に関するセミナー・相談会をお請けしております。
セミナー・相談会等のご希望がございましたら、以下のメールアドレス宛てにご連絡下さい。

✉ IPnewsletter@ohebash.com[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。